

市町村名	制度名	制度の内容	対 象												制 限 (所得・その他) 備 考	
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳				
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1		B2
5 土佐市	福祉タクシー・ガソリン費助成	重度身体障害児者及び重度知的障害児者がタクシー及び自家用車を利用する場合、その料金又はガソリン費の一部を助成する年間7,000円（チケットは500円×14枚） （交付決定日から年度末までの月割交付）				○	○	○								身体障害者手帳所持者については、①視覚障害3級以上、②下肢障害3級以上、③体幹機能障害3級以上、④乳幼児期以前の非進行性の運動機能障害（移動機能）3級以上、⑤内部障害1級（上記は全て、総合等級でなく部位別等級） チケット利用者は手帳を提示すること
	健康増進施設いやし〜土佐（温水プール）利用料	利用料半額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	土佐市ドラゴンバス運賃	市が運行するバスの普通運賃を半額に割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	割引適用は障害者本人のみ
6 須崎市	須崎市障害者福祉タクシー等事業	重度障害児・者が通院、会合及び訪問等にタクシー又は自家用自動車を利用する場合、その費用の一部を助成する。 タクシーチケット 年間 24,000円（500円×48枚） 給油券 年間 12,000円（1,000円×12枚）	○			○	○	○				○	○			身体障害者手帳所持者については、①視覚障害の級別2級以上②下肢又は体幹機能障害の級別3級以上③障害等級2級以上かつ下肢又は体幹機能障害の級別4級以上。④腎臓機能障害の級別1級かつ現に人工透析を行っている者。⑤移動機能障害の級別3級以上。
	市営バス（スクールバスの一般混乗便含む）・市営巡航船運賃割引	手帳を所持している本人、介護人1名（但し、市営バス・市営巡航船の場合、盲ろう者が通訳者と介護者を伴う場合2名まで）ともに5割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スクールバスの一般混乗便については、通学に支障のない場合に住民利用が可能（登録申請が必要）。
	市営定期船運賃	障害のある人と介護人1人・5割引	◎	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	◎は障害者と介護者5割引 ○は障害者のみ5割引
7 宿毛市	市立施設入場料	宿毛歴史館 障害のある人と介護人1人無料	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	
	じん臓機能障害者通院費助成事業	じん臓透析療法を行うため通院に要する費用の一部を助成														①市内に住所を有し、1箇月あたり8日以上透析療法を受けている者（対象者から除外する要件が有り） ②助成金の額は、医療機関までの往復距離、通院回数により算出 ③助成金は、通院実績に基づき半期ごとに支給
	宿毛市コミュニティバス運賃	身体障害者・知的障害者・精神障害者及び介護者（1人につき1人）は、大人料金の半額とする。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	◎は障害者と介護者 ○は障害者のみ
8 土佐清水市	土佐清水市福祉タクシー等事業	障害者が通院、会合及び訪問等にタクシーを利用する場合に料金の一部を助成 年間12,000円（500円券×24枚） （申請月から3月までの月数×2枚）				○						○	○			
	じん臓機能障害者通院補助事業	じん臓透析療法を行うため通院する際の交通費の一部を助成														①市内に住所を有し、居住している方 ②継続して月に8回以上透析を受けている方 ③1月のバス料金（障害者料金）が3,000円以上の方 ④かかったバス料金の2分の1を助成対象とする ⑤公的制度により通院費の受給を受けていない方 ※算定支給額が5,000円を超える場合は5,000円まで支給

市町村名	制度名	制度の内容	対 象										制 限 (所得・その他) 備 考							
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳								
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1		A2	B1	B2				
9 四万十市	福祉タクシーチケット	指定したタクシー会社での割引 400円×33枚＝13,200円分/年				○	○	○								○	○			①下肢・体幹機能障害3級以上の方 ②視覚障害1級の方 ③総合等級1、2級で下肢障害を有している方 ※施設入所者は除く
	市立・広域施設の入場料・使用料の免除、割引	四万十いやしの里、四万十川学遊館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		安並運動公園体育施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		四万十市郷土博物館	※ ○	※ ○		○	○					○	○	○	○					本人及び介護者1名を対象 ※ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成31年2月1日から対象とする。
		じん臓機能障害者通院扶助制度	じん臓透析法を行うため通院する際に要する費用の一部を助成																	①1週間2回以上を4週間以上継続、又は月8回以上の透析を受けている者 ②自宅から病院までの距離が片道20キロメートル以上の者
	路線バス運賃	市内で運行するバスの普通運賃を半額に割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					介護者にも適用
10 香南市	市営バス事業	普通旅客使用料の5割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					介護者が必要な方は割引が介護人にも適用
	医療機関送迎サービス事業	市内外の医療機関への送迎(補助) 利用は月1回まで 市内は無料 市外はタクシーチケット (高知市5,000円、近隣市3,000円を上限)	○			○	○	○				○	○							身体障害者手帳所持者のうち、下記①②の者が対象 ①視覚障害の障害等級が1級又は2級の者 ②下肢機能障害又は体幹機能障害の障害等級が3級以上の者 介護保険の要介護1～5は対象 市民税課税者、家族送迎が可能な者、公共交通機関を利用可能な者は対象外
	社会参加のための外出支援サービス事業	市のリフト付き公用車(移送用車両)による、社会参加のための外出支援(無料) ※利用は、年間60時間まで	○			○	○				○	○							身体については手帳1、2級のうち障害により臥床している者又は車いす利用者で、一般交通機関の利用が困難な者に限る 市民税課税者は対象外	
	中度心身障害児(者)医療費助成(福祉医療)	医療費の自己負担分を助成						○						○	○					世帯の総所得が200万円以下の方(65歳以上の方は、住民税非課税世帯の方)
11 香美市	市立施設入場料	香美市立美術館入場料の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					手帳を所持する方の介護者1人まで無料
		施設入館料本人5割引 ①香美市立やなせたかし記念館 アンパンマンミュージアム ②香美市立やなせたかし記念館 詩とメルヘン絵本館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					介護者1人まで5割引
	福祉タクシー料金助成事業	香美市内医療機関への通院、買い物、社会参加等にタクシー利用した場合に一部助成(特殊疾患の場合は市外医療機関も可) 片道につき料金から1,000円を除いた1/2 ※年間36枚(1枚の上限額4,000円) 年度途中の申請の場合、残り月数×3枚	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○					障害の有無に関係なく、満70歳以上の者、運転免許証の返納者も対象 視覚障害の1級、又は下肢・体幹機能障害の1級若しくは2級の手帳をお持ちの方は、片道につき、1,000円を除いた料金の全額助成
		市営バス	普通旅客使用料の5割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
12 東洋町	町移動支援	障害者交流グループ活動送迎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					制限なし 町長が必要と認めた者

市町村名	制度名	制度の内容	対 象												制 限 (所得・その他) 備 考				
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳							
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1		B2			
13 奈半利町	重度心身障害児・者 医療費助成制度(福祉医療)	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成 ※身体障害者手帳3級について町単独にて継ぎ足し																	平成15年10月1日以降、新たに認定された65歳以上の人は、市町村民税非課税世帯を除き対象外
	外出支援サービス事業	福祉、保健、医療施設等の利用、日常生活のための買い物をするために必要となる送迎について、月額5,000円(一部地区は月額8,000円)を上限として助成																	対象者：身体障害者手帳1級・2級(主に下肢障害) 自己負担：費用の1割(生活保護世帯無料)
	町営住宅への優先入居	一般向け町営住宅について、優先的に選考して入居できる	○	○	○														
14 田野町	重度心身障害児・者 医療費助成制度(福祉医療)	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成 ※身体障害者手帳3級について町単独にて継ぎ足し ※IQ45以下かつ前年世帯所得200万円以下の方について町単独にて継ぎ足し																	平成15年10月1日以降、新たに認定された65歳以上の人は、市町村民税非課税世帯を除き対象外 ※1 18歳未満で身体障害者手帳4級かつ療育手帳B1所持者 ※2 18歳未満で療育手帳B1かつ身体障害者手帳3級、4級所持者 ※3 身体障害者手帳4級～6級所持者で入院治療を受けた方(制限あり・条例参照) ※4 IQ45以下の者で、入院治療を受けた者(制限あり・条例参照)
	外出支援事業	タクシー料金の助成 月額3,000円のうち1割自己負担																	申請日において65歳以上であって、下肢又は視覚障害が認められる者、また、自宅から田野町コミュニティバスの運行路線(休止路線を含まない)まで1キロメートル以上離れており、かつ、運転免許を保有しない者
	コミュニティバスの運賃免除	運賃全額免除	○	○	○														事前に減免申請を要する
15 安田町	町営住宅への優先入居	一般世帯向け住宅への入居に際し、優先的に選考して入居させる	○	○	○														
	福祉ハイヤー事業	ハイヤー料金の助成 年間7,000円(500円券×14枚)																	肢体不自由1、2級 視覚障害1、2級 下肢障害1、2、3級 体幹機能障害1、2、3級 要介護3～5 80歳以上の独居、高齢世帯
	福祉医療費助成	医療費の自己負担分を助成																	前年町民税非課税世帯
	コミュニティバスの運賃免除	運賃半額免除(18歳以上)	○	○	○														事前に減免の申請が必要 身体障害者手帳・療育手帳の1種及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は介護者1名も半額
	生活バス路線利用促進事業の利用料免除	利用料半額免除	○	○	○														事業利用の申請時に手帳の提示が必要 身体障害者手帳・療育手帳の1種及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は介護者1名も半額
16 北川村	村営バス運賃	5割引(第1種、2種とも5割引) 本人のみ	○	○	○														身体障害者手帳所持1種、療育手帳所持A1・A2は介護者も5割引
	タクシーチケット(外出支援事業)	下肢が不自由で一般の交通機関の利用が困難な者や療育手帳の交付を受けている者等	精神・身体に区別なく、一般の交通利用が困難な者																
	村営施設(中岡慎太郎館)入館料	身障手帳1・2級は本人及び介護者1名が無料																	
	村営施設(モネの庭)入館料	身障手帳1・2級、精神手帳1級、療育手帳A1・A2は本人及び介護者1名が無料	○																
	福祉医療費助成	医療費の自己負担金を助成																	身障3級を所持の方かつ前年村民税非課税世帯に属する方

市町村名	制度名	制度の内容	対 象										制 限 (所得・その他) 備 考			
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳				
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1		A2	B1	B2
17 馬路村	温泉入浴券	村内の温泉の無料入浴券6回分を助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※平成24年4月以降は、精神(精神通院含む)、身体、療育手帳所持者全て対象
	あったか利用券	あったかふれあいセンター昼食券6回分を助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉医療助成	重度障害のある人の医療費について医療保険の自己負担分を助成 身体障害者手帳3級について申請により償還払				○	○	○	○	○	○	○	○	△		
18 芸西村	福祉タクシー	年間500円利用券×26枚				○	○	○								要介護3以上
	福祉医療助成	医療費の一部負担金を助成						○						○		平成15年10月1日以降に65歳以上で認定された者は市町村民税非課税世帯、65歳未満又は平成15年9月30日以前に認定された者は世帯所得300万円以下
19 本山市	福祉タクシー	病院か歯科医院をタクシー(指定2社)を利用して受診した際、本山市・土佐町・大豊町内区間の基本料金を除いた金額を助成する。	手帳の所持にかかわらず75歳以上の者										身障手帳1、2級年間36枚、その他年間24枚			
	福祉バス	本山市、土佐町、大豊町内の病院か歯科医院をバスを利用して受診した際にバス料金を助成する	手帳の所持にかかわらず70歳以上の者										年間60枚交付			
	本山市コミュニティバス	本山市コミュニティバスを利用した際に運賃の半額を助成する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請者に減免証を発行
20 大豊町	福祉タクシー(タクシーチケット)	タクシー利用料金の助成 年間18,000円(500円×36枚) (申請月から年度末までの月数×3枚)	○	○		○	○	○				○	○			
	ゆずバス	無料	手帳の所持にかかわらず無料										町民、町民以外に関係なく無料			
	障害者就労通所支援事業	町内に住所を有し居宅から就労支援施設(事業所)へ通所する方へ距離に応じて商品券を交付する。														月の就労日が12日以上等の条件あり
	透析患者通院助成事業	町内に住所を有し居宅から透析医療機関へ通院する方へ商品券を交付する。 嶺北中央病院に通院する方は通院1回500円、その他町外医療機関に通院する方は通院1回1,000円として、週1回分を対象、月4回、12カ月を限度とする。	じん臓機能障害による人工透析を通院により受けている者													
21 土佐町	福祉タクシー	町内区間。(透析患者が人工透析治療のため利用する場合は、嶺北中央病院までを利用区間とする)タクシー料金の基本料を除く金額を助成(通院に限る) (申請月から年度末までの月数×①3枚、月数×②2枚)	○	○	○	○	○	○				○	○			①身障手帳1、2級年間36枚、療育手帳A年間36枚、透析患者(特定疾病療養受療証所有者)年間36枚、精神障害者保健福祉手帳1～3級年間36枚②その他年間24枚(3、4級については下肢障害のみ対象)
	高齢者通院バス料金助成	土佐町又は本山市内の病院・医院に通院した際に、嶺北観光バス又は県交通バスを使用した場合にバス料金を助成(ただし、他の制度により通院手当を受領している者は対象外とする)	手帳の所持にかかわらず70歳以上の者													
22 大川村	コミュニティバス	自宅から村内全域の送迎を行う。人の輸送以外にも必要に応じ、物の配達も行える。	全村民、村外家族や親戚、観光客										65歳以上の高齢者や障害のある方で自分での運転が困難な方については登録を受けることで低額料金で利用可能。 (通常)300円→(登録者)100円			
	通院バス利用料金助成	大川村内から土佐町田井営業所までの区間で通院時にバスを利用した者へ対して料金を全額助成する制度。	○	○	○	○	○	○				○	○			利用者本人が住民税非課税であること 他制度にて割引があれば、割引後の金額を助成する

市町村名	制度名	制度の内容	対 象												制 限 (所得・その他) 備 考	
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳				
			1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A1	A2	B1		B2
	通院支援バス	公共交通バスでの通院が困難な者に対するの制度。ただし、通院バス利用料金助成により公共交通バスでの通院が可能な場合は、その助成を優先させるものとする。														原則は嶺北地域内の運行であるが、主治医等からの紹介等による場合や、やむを得ず嶺北地域外の医療機関によらざるを得ない場合は嶺北以外の地域の運行を行う。
手帳の所持にかかわらず70歳以上の者																

市町村名	制度名	制度の内容	対 象										制 限 (所得・その他) 備 考					
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳						
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1		A2	B1	B2		
23 いの町	心身障害児福祉年金	在宅で心身障害児を監護している者に心身障害児福祉年金を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図る 年額60,000円（身体1級及び2級、知的A1及びA2、精神1級） 年額36,000円（身体3級、知的B1、精神2級）	○	○		○	○	○				○	○	○		心身障害児とは、知的障害児、身体障害児、精神障害児で20歳未満であること		
	福祉タクシー・ガソリン	在宅の重度障害児・者が通院、通勤、会合及び訪問等にタクシー又は自家用車等を利用する場合その料金又はガソリンの一部を助成する タクシー利用券年額15,000円（500円×30枚） ガソリン利用券年額15,000円（500円×30枚） ※タクシー・ガソリン利用券のどちらか一方を交付。 ※年度途中に受給資格対象となった場合は、交付枚数が減される	○			○	○	○							○	○	身体障害者手帳所持者のうち、 ①視覚・下肢・体幹障害3級以上の者 ②上肢・内部障害1級の者が対象	
	町営バス運賃	5割引本人のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	町立施設 入場料	町立施設の入場料減免 障害のある人と介護者1人の入場料を2分の1減免 ①紙の博物館	○	○	○	○	○									○	○	○
		大人料金のみ200円割引 ①土佐和紙工芸村クアハウス ②吾北むささび温泉	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○
	町営住宅	町営住宅入居者選考につき、住宅困窮度が高いと考えられるため優先的に選考して入居させることができる	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○
福祉医療	医療費について、医療保険の自己負担分を助成																○	平成15年10月1日以降に65歳以上で認定された者は非課税世帯で本人所得200万円以下、65歳未満又は平成15年9月30日以前に認定された者は本人所得200万円以下 入院時食事療養費は助成の対象外 助成を受けるには受給者証の交付を受ける必要がある 自己負担分を申請し償還払い
24 仁淀川町	福祉タクシー・ガソリン	町内のタクシー券・ガソリン券を支給 タクシー利用券年額20,000円（500円×40枚） ガソリン利用券年額15,000円（500円×30枚） ※タクシー・ガソリン利用券のどちらか一方を選択して交付。	○	○		○	○	○				○	○				身体障害者手帳所持者については、2級以上だが、下肢・体幹障害は3級以上	
	町定期路線バス運賃	手帳を所持している本人、介護人（1名）とも5割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	町コミュニティバス運賃	同上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	町営住宅への優先入居	町長が割当てをした町営住宅へ優先的に入居できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			収入認定月額259,000円以下 （暴力団員でなく、町税を滞納していない者）
	外出支援サービス	重度身体障害者に対して車椅子送迎車を利用して外出支援を行う																寝たきり等の重度心身障害者（手帳の所持にかかわらず）
	障害児（者）送迎サービス等助成事業	事業所への通所に係る費用の助成																「生活介護（通所によるもの）」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「就労移行支援」 「就労継続支援A型、B型」 「短期入所」 「日中一時支援」 の各通所事業所への通所費用を償還払い（上限1,860円） もしくは、事業所が送迎を行った場合には、事業所に対し一律片道1,860円を補助

市町村名	制度名	制度の内容	対 象										制 限 (所得・その他) 備 考			
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳				
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1		A2	B1	B2
25 中土佐町	中土佐町立美術館入館料	障害者手帳所持者及び介護者1人が無料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中土佐町障害福祉サービス利用者交通費助成事業	就労継続支援事業所や就労移行支援事業所を利用している障害者に対して交通費の助成を行う交通費の助成は、定期券を購入する場合のみとし、購入金額の2分の1を助成する(ただし、事業所等から交通費の助成を受けることができる場合は、定期券の購入金額から事業所等からの交通費助成額を除いた額の2分の1を、町が助成するものとする)														ただし身体障害者手帳及び療育手帳による運賃割引制度が利用できる者を除く
	高齢者等外出支援事業(バスパス)	対象者にバスパスを交付し、町の指定する民間の路線バスについて、無料で乗車できるようにする(乗車回数の制限はなし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65歳以上の高齢者等も対象。乗車できるのは、町内路線のほか四万十町窪川、須崎市多ノ郷まで
	高齢者等外出支援事業(福祉タクシー事業)	在宅の重度障害者にタクシーチケットを自宅から庁舎までの距離に応じて交付する(指定業者のみ使用可) ・5キロ未満…年間11,600円(580円券×20枚) ・5キロ以上10キロ未満…年間17,400円(580円券×30枚) ・10キロ以上…年間23,200円(580円券×40枚)	○				○	○	○				○	○		80歳以上の高齢者、介護保険の要介護度が4又は5の方も対象。交付にあたっては、町民税の滞納がないことが条件
	中土佐町障害者外出支援事業	在宅の重度障害者及び障害児に対して、タクシー券又はガンソリン券として使えるチケットを交付する(指定業者のみ使用可)年間11,600円(580円券×20枚)	○										○	○		ただし、腎臓・呼吸機能障害は1級。上肢・下肢又は体幹機能障害は2級以上、視覚障害のみ3級以上で移動支援の支給決定を受けている方療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、移動支援の支給決定を受けている方
26 佐川町	福祉タクシー	タクシーチケット(1枚500円券)を交付することにより、医療機関等への移動経費の助成を行うとともに、社会参加の促進を図る	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	精神1級36枚、2級24枚 身障1・2級48枚、3級30枚、4級9枚 療育A1・A2級36枚、B1・B2級24枚 交付枚数は年度中4ヶ月ごとに3分の1ずつ減少 福祉ガンソリンとの併用不可
	福祉ガンソリン	ガンソリンチケット(1枚500円券ただしバイク用は1枚200円券)を交付することにより、医療機関等への移動経費の助成を行うとともに、社会参加の促進を図る	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	精神1級36枚、2級24枚 身障1・2級18枚、3級12枚、4級3枚 療育A1・A2級36枚、B1・B2級24枚 交付枚数は年度中4ヶ月ごとに3分の1ずつ減少 福祉タクシーとの併用不可
	町立青山文庫 入場料	入場料の免除 障害のある人と介護者1人	○	○	○	○	○					○	○	○	○	高知県又は高知市が発行した長寿手帳所持者及び佐川町内在住の65歳以上の高齢者も対象
	町立地質館 観覧料	観覧料の減額 障害のある人と介護者1人	○	○	○	○	○					○	○	○	○	高知県又は高知市が発行した長寿手帳所持者及び佐川町内在住の65歳以上の高齢者も対象
	町立桜座 入場料	入場料の減免 障害のある人と介護者1人	○	○	○	○	○					○	○	○	○	町主催行事に限る

市町村名	制度名	制度の内容	対 象										制 限 (所得・その他) 備 考							
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳								
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1		A2	B1	B2				
	町民プール 利用料	使用料の減免（半額と免除の場合に分かれる） 障害のある人と介護者1人	○	○	○	いずれも町内在住の方に限る										○	○	○	○	・左記対象区分の手帳所持者について、プール利用料は免除となる。介護者は精神保健福祉手帳・療育手帳・身体障害者手帳（1級又は2級に限る）の所持者につき1名まで同時に入場する場合に免除となる。 ・左記対象区分の手帳所持者について、併設しているサウナ風呂利用料は半額となる（身体障害者手帳は1級又は2級に限る）。介護者は精神保健福祉手帳・療育手帳・身体障害者手帳（1級又は2級に限る）の所持者につき1名まで同時に入場する場合半額となる。 ・ただし、町内在住の左記対象区分の手帳所持者に限る。 ・佐川町内在住の65歳以上の方のプール利用料は時間帯により半額と免除の場合に分かれる。
	さかわぐるぐるバス	手帳所持者本人及び介護者1名につき料金の5割を減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ただし、身体障害者手帳4級以下の方の介護者は障害者本人が12歳未満であること。また、療育手帳の方の介護者は障害者本人が第1種知的障害者と認定されていること。				
27	越知町	福祉タクシー	通院、会合その他社会的活動にハイヤー、タクシーを利用する場合その料金の一部を助成する 年間13,920円（580円券×24枚）	○	○		○	○	○			○	○			タクシーかガソリンどちらかを 選択				
		福祉ガソリン	通院、会合その他社会的活動に自家用車を利用する場合そのガソリン代の一部を助成する 年間13,920円（580円券×24枚）	○	○		○	○	○			○	○							
		町民バス運賃	手帳の所持者について町民バス運賃の5割相当額を減額。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	身体・療育・精神の手帳の所持者については、等級を問わず運賃の5割を減額する。				
28	梶原町	梶原町人工透析者通院費助成事業	人工透析に通院している者に支給				○									470円/回を支給 （医療機関の無料送迎バス乗り場までの距離が片道15km以上も対象）				
		思いやり家庭支援金	梶原町において、在宅で介護をしている家庭に支給	障害支援区分 4以上										月額10,000円を6期に分けて支給						
		在宅生活おうえんチケット	梶原町において、在宅で介護をしている家庭に支給	障害支援区分 4以上										月に5日分まで、サービス（短期入所、生活介護、日中一時）の利用者負担分を助成（食事代を含む）						
		障害者等移動支援事業	屋外の移動が困難な障害児・者等の外出のための支援を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	費用は要綱に定める単価の100分の90を委託した団体に支払う。				
		雲の上のいきいきチケット事業	タクシー基本料金の額を助成（障害者割引を行っている場合は、比較して低い方） 年間12往復分チケット交付	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	75歳以上の高齢者も対象 ※町内に住所を有する方のみ対象				
		重度心身障害児・者医療費助成制度	65歳を過ぎて対象になった方 内、市町村民税課税世帯の者及び県外から梶原町の施設に入所し、高知県以外の市町村からの医療費の助成対象外の者				○	○				○	○			医療保険の自己負担分				
29	日高村	日高村福祉券支給事業	在宅の重度障害者及び障害児に対して、タクシー券、又はガソリン券を支給 年間15,000円（500円券×30枚）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	・平成27年4月1日より変更 ・申請月によって減額する。 4～6月・・・30枚（15,000円） 7～9月・・・23枚（11,500円） 10～12月・・・15枚（7,500円） 1～3月・・・8枚（4,000円）				
		移動支援事業	（1）グループ支援型：社会参加を目的として外出する団体等に対して、運転手の報償費及び車両の賃借料を支給する。 （2）車両貸出型：社会生活上必要不可欠な外出の際、車両を貸出する。 （3）個別支援型：社会生活上必要不可欠な外出の際、介助人を派遣し、移動を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	（1）グループ支援型、（2）車両貸出型：等級に制限なし （3）個別支援型 身体：視覚障害1、2級、上肢及び下肢ともに1級か準する者 療育、精神：等級に制限なし				

市町村名	制度名	制度の内容	対 象										制 限 (所得・その他) 備 考			
			精神障害者 保健福祉手帳			身体障害者手帳						療育手帳				
			1級	2級	3級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1		A2	B1	B2
	デマンドバス	村民の交通手段を確保し、公共施設等への利用促進及び日常生活の利便性の向上を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	身体・療育・精神の手帳の所持者については、等級を問わず運賃の5割を減額する。
30	津野町	津野町福祉タクシー事業	○	○	○	○	○	○				○				80歳以上の高齢者も対象
		総合保健福祉センター里楽（温水プール等）利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65歳以上の高齢者も対象 ※町内の方のみ対象
31	四万十町	福祉タクシー	○	○		○	○					○	○			四万十町に住所登録があり、当該年度末において80歳以上となる者、もしくは、左記の対象者のいずれかに該当する者。
		美術館観覧料	○	○	○	○	○					○	○	○	○	
		腎臓機能障害者通院費助成														じん臓機能障害による人工透析を通院により受けている者
		重度心身障害児・者医療費助成制度（福祉医療）				○	○	○	○			○	○	○		18歳未満で療育手帳B1と重複 18歳未満で身体障害者手帳3、4級と重複
32	大月町	大月町生活交通バス運行要綱	○	○	○	○	○					○	○	○	○	町内に住所を有する次の者（無料） ①満70歳以上の者 ②町内の病院・医院に通院し、病院・医院が発行する証明書を所持する者 ③身体障害者1級・2級の者 ④療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ⑤町内の小中学校にバス通学する児童・生徒
		じん臓機能障害者通院費助成														1週間2回以上を4週間以上継続、又は月8回以上通院している者 助成金は年3回（7・11・3月）、4ヶ月分を支給
33	三原村	じん臓機能障害者通院費助成														村内に在住しており、月8回以上通院している者に限る。 （住民票は村内にあっても、実際住んでいる場所が村外の場合は対象外）
34	黒潮町	黒潮町重度心身障害児（者）福祉手当	○			○	○					○	○			制限については条例参照
		じん臓機能障害者通院費助成														1ヶ月に8回以上の通院により人工透析を受けている者